

## 官業民営化等WG 第2次ヒヤリング資料

### (質問事項に対する回答)

(所管省庁名：財務省)

◆税の徴収に関する業務をアウトソーシングすることを禁止等している法令の有無についてご教示願いたい。アウトソーシングすることを禁止等している法令が存在する場合、その具体的な中身及びかかる規制が存在することについての合理的な理由についてご説明願いたい。

(答)

1. 国税の徴収に関する一連の手続は、国税徴収法に規定されており、質問及び検査(第141条)、搜索(第142条)、差押(第47条)、換価の猶予(第151条)、公売(第94条)、という流れになっているが、これらの手続は、「税務署長」あるいは「徴収職員」が行うとされている。

(注) 国税徴収法上、「徴収職員」とは、「税務署長その他国税の徴収に関する事務に従事する職員をいう」。

2. 上記のように国税の徴収を「税務署長」あるいは「徴収職員」に行わせることとしていることには、以下のような合理的な理由がある。

すなわち、これらの国税の徴収に関する一連の手続は、例えば、滞納者に住居の戸や金庫等を開錠させたり又は徴収職員自らこれらの施錠を除去できたり(搜索)、滞納者による財産の処分を禁止したり(差押)することができる等、国民の権利義務に直接影響を及ぼす国家固有の公権力の行使であり、また、適正かつ公平な執行が要請されるものであるため、これらの事務を国家の事務として「税務署長」あるいは「徴収職員」が行うこととしたものである。

○ 国税徴収法

(質問及び検査)

第四百十一条 徴収職員は、滞納処分のため滞納者の財産を調査する必要があるときは、その必要と認められる範囲内において、次に掲げる者に質問し、又はその者の財産に関する帳簿書類（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。第百八十八条第二号において同じ。）を検査することができる。

- 一 滞納者
- 二 滞納者の財産を占有する第三者及びこれを占有していると認めるに足りる相当の理由がある第三者
- 三 滞納者に対し債権若しくは債務があり、又は滞納者から財産を取得したと認めるに足りる相当の理由がある者
- 四 滞納者が株主又は出資者である法人

(搜索の権限及び方法)

第四百十二条 徴収職員は、滞納処分のため必要があるときは、滞納者の物又は住居その他の場所につき搜索することができる。

- 2 徴収職員は、滞納処分のため必要がある場合には、次の各号の一に該当するときに限り、第三者の物又は住居その他の場所につき搜索することができる。
  - 一 滞納者の財産を所持する第三者がその引渡をしないとき。
  - 二 滞納者の親族その他の特殊関係者が滞納者の財産を所持すると認めるに足りる相当の理由がある場合において、その引渡をしないとき。
- 3 徴収職員は、前二項の搜索に際し必要があるときは、滞納者若しくは第三者に戸若しくは金庫その他の容器の類を開かせ、又は自らこれらを開くため必要な処分をすることができる。

(差押の要件)

第四十七条 次の各号の一に該当するときは、徴収職員は、滞納者の国税につきその財産を差し押えなければならない。

- 一 滞納者が督促を受け、その督促に係る国税をその督促状を発した日から起算して十日を経過した日までに完納しないとき。
- 二 納税者が国税通則法第三十七条第一項各号（督促）に掲げる国税をその納期限（繰上請求がされた国税については、当該請求に係る期限）までに完納しないとき。
- 2 国税の納期限後前項第一号に規定する十日を経過した日までに、督促を受けた滞納者につき国税通則法第三十八条第一項各号（繰上請求）の一に該当する事実が生じたときは、徴収職員は、直ちにその財産を差し押えることができる。
- 3 第二次納税義務者又は保証人について第一項の規定を適用する場合には、同項中「督促状」とあるのは、「納付催告書」とする。

(換価の猶予の要件等)

第五十一条 税務署長は、滞納者が次の各号の一に該当すると認められる場合において、その者が納税について誠実な意思を有すると認められるときは、その納付すべき国税（国税通則法第四十六条第一項から第三項まで（納税の猶予）の規定の適用を受けているものを除く。）につき滞納処分による財産の換価を猶予することができる。ただし、その猶予の期間は、一年をこえることができない。

- 一 その財産の換価を直ちにすることによりその事業の継続又はその生活の維持を困難にするおそれがあるとき。
- 二 その財産の換価を猶予することが、直ちにその換価をすることに比して、滞納に係る国税及び最近において納付すべきこととなる国税の徴収上有利であるとき。
- 2 税務署長は、前項の換価の猶予をする場合において、必要があると認めるときは、差押により滞納者の事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがある財産の差押を猶予し、又は解除することができる。

(公売)

第九十四条 税務署長は、差押財産を換価するときは、これを公売に付さなければならない。

- 2 公売は、入札又はせり売の方法により行わなければならない。

◆税の徴収に関する業務の全部または一部を民間に開放する場合に、法令上の手当ては必要となるか。必要であれば、具体的にいかなる部分についてどのような手当てを施す必要があるか、ご説明願いたい。

(答)

1. 国税の徴収に関する一連の手続については、国税徴収法により税務署長又は徴収職員が行うこととされており、これらの業務を民間が行うこととするためには、法令上の手当てが必要となる。
2. 仮に、法令の手当てを行うとすると、国税徴収法に規定されている「税務署長」あるいは「徴収職員」が行うとされている、質問・検査（第141条）、搜索（第142条）、差押（第47条）、換価の猶予（第151条）、公売（第94条）といった一連の手続について、民間企業の職員等も行えるようにするなどの改正を行う必要がある。

◆公権力の行使について民間に授権するかどうかは立法政策の当否の問題であり、必要な範囲で公平性、中立性を担保する措置を講じた上で民間に行使させることは可能と考える。かかる措置を講じた上でもなお、民間による公権力の行使に問題があるか。あるとするならば、具体的な問題点を網羅的に挙げられたい。

(答)

1. 国税の徴収に当たっては、適正な納税を行っていない納税者に対して、税務署長が法律に則り、住居の搜索や財産の差押え等の強制処分等を通じてその是正を図るという極めて強い権限が与えられている。これらは、国民の権利義務に直接影響を及ぼす国家固有の公権力の行使であり、このような公権力の行使に関する事務を民間企業に委託することは適当でない。

2. 仮に委託できるとしても、

(1) このような非常に強い公権力を民間に委託するためには、守秘義務やみなし公務員規定はもとより、設立や強制処分の執行に当たり国税当局の認可が必要となる等極めて強い規制が必要と考えられ、このような委託は民間開放とは言えないと考えられる。

(注) 健康保険組合に強制徴収権限が与えられているが、当該組合は健康保険法に基づき厚生労働大臣の認可を受けて設立された公共組合として行政主体性を有する法人であり、純然たる民間企業とは異なる。また、このような公共組合に与えられた強制徴収権限であっても、その行使に当たっては、①同組合員に限定して行使される、②個々の事案ごとに厚生労働大臣の認可を必要とするといった極めて強い規制が課せられている。

(2) また、国税の徴収を利潤を追求する民間企業に委託した場合、民間企業であるが故に、徴収しやすい納税者の徴収を優先し事実関係が複雑で処理に時間を要する事案等への徴収を後回しにすることや、滞納者個々の実情を考慮せず一律に強制処分を執行すること等を防止することを担保する措置を講じることは困難であり、適正かつ公平な徴収が確保されないと考えられる。

(3) 更に、受託企業が国税の徴収を円滑に行うためには、国税当局が保有する納税者の取引・財産に関する情報など守秘性の極めて高い個人情報を提供する必要があるが、国税当局がこのような情報を民間企業に提供することは、納税者との信頼関係が維持できるのかといった税務執行面への影響等を考慮すると守秘義務上困難と考えられる。

また、受託企業が民間企業であるが故に、納税者が徴収に必要な自らの個人情報を受託企業に開示せず、円滑な徴収が行えないおそれがある。

◆徴税業務については、全国统一基準での徴収を行うため、マニュアル化がすすめられているべきだが、どの程度整備されているのか。また、徴収担当者の教育に関しても、効率的なプログラムがあるべきだが、こういったものがあるのか。きちんと上記が整備されていれば、徴税業務の統一性については、十分なガイドライン化、マニュアル化等により、また徴税担当者間の連携により民間で十分対応可能であると考え。一方、マニュアルや研修プログラムが不備であれば、これは管理の不備としかいいようがなく、現在の体制での税の徴収の結果は、問題ではないか。

加えて、民間において税務に精通している人材のストックがあり、徴税業務への対応は可能と考える。従って、このような専門性、統一性の担保は官でなければなしえないものではなく、適切なスキームの下に民間による実施が可能と考えるが、かかる措置を講じた上でもなお、民間による実施に問題があるか。あるとするならば、具体的な問題点を網羅的に挙げられたい。

(答)

1. 国税当局においては、税務行政の透明性を高めるため、法令の解釈や適用の指針について、できる限り通達等に明定している。

しかしながら、徴収事案一件一件は納税者の取引・財産・権利関係がすべて異なっており、これらを機械的に処理するようなマニュアルを作成することは不可能である。このため、法令の適用や処分の妥当性について検討が必要なものについては、税務署・国税局・国税庁における監理担当部局において個々の事実関係を整理・検討し、法令等に則した統一的な判断を行っているところである。

2. また、このように国税徴収の実務は一律機械的なマニュアル等による単純な処理ではなく、滞納者個々に存する事実関係の正確な把握とその認定、法令の解釈・適用などの一連の技能・知識を駆使する必要があることから、国税職員については相当の年数をかけた反復的な研修と実務経験の積み重ねにより、職務遂行に必要な高度な専門能力と技能を習得させているところである。

具体的には、国税職員は、国税庁の研修教育機関である税務大学校において、採用直後の13ヶ月間（国家Ⅲ種（税務）試験採用者）又は4ヶ月間（国税専門官採用試験採用者）に税務職員として必要な知識、技能等の基礎的事項等の習得を目的とした研修を受講させた後、税務署における実務経験を経て、より専門的な知識と技能等の習得を目的として3ヶ月間（国家Ⅲ種（税務）試験採用者）又は7ヶ月間（国税専門官採用試験採用者）の研修を受講させているほか、徴収事務の担当職員には、中堅職員等を対象とした徴収訴訟や滞納整理等に関する高度な専門知識等に精通させるための各種研修を実施しているところであり、さらに、各国税局・税務署においても、上席者等による実施指導（OJT）等を実施している。

このように国税当局においては、適正・的確な国税徴収の職務遂行のため、必要十分な研修体制をとっているところである。

3. なお、国税の徴収に関する一連の手続は公権力の行使であり、民間において公権力の行使に係る統一性や専門性を確保する措置を講じることは極めて困難であると考えられるが、仮に、国税の徴収について、何らかの方法により統一性、専門性を確保した上で、民間企業に委託するとした場合でも、前問で記述したように、民間企業は利潤の追求が目的であるが故に、徴収しやすい納税者の徴収を優先し事実関係が複雑で処理に時間を要する事実等への徴収を後回しにすることや、滞納者個々の実情を考慮せず一律に強制処分を執行すること等を防止することは困難であり、適正かつ公平な徴収が確保されない等の問題があると考えられる。

◆税の徴収に関する業務における裁量の範囲は、徴税の公平性の観点からごく限られた範囲に留まるものと思料するが、かかる裁量の具体的内容について網羅的にご説明願いたい。裁量的部分がほとんど存在しないのであれば、業務の民間開放に適していると考えるが、貴省の見解を伺いたい。

(答)

1. 前問で記述したように、国税当局においては、税務行政の透明性を高めるため、法令の解釈や適用の指針について、できる限り通達等に明定している。  
しかしながら、徴収事案一件一件は納税者の取引・財産・権利関係がすべて異なっており、これらを機械的に処理するようなマニュアルは作成することは不可能である。このため、法令の適用や処分の妥当性について検討が必要なものについては、税務署・国税局・国税庁における監理担当部局において個々の事実関係を整理・検討し、法令等に則した統一的な判断を行っているところである。
2. また、国税徴収の実務は一律機械的なマニュアル等による単純な処理ではなく、滞納者個々に存する事実関係の正確な把握とその認定、法令の解釈・適用などの一連の技能・知識を駆使する必要があることから、国税職員については相当の年数をかけた反復的な研修と実務経験の積み重ねにより、職務遂行に必要な高度な専門能力と技能を習得させているところである。
3. なお、「裁量的部分がほとんど存在しないのであれば」との具体的な意味内容は不明であるが、仮に、一律機械的なマニュアル等による処理が可能であることを指すのであれば、上述したように全てのケースをあらかじめ想定してマニュアルを作成することは到底不可能であり、民間開放はできないと考える。

◆前回のヒアリングによれば、税の徴収に関するコストは、過去5年で約15%上昇しているが、コスト効率をあげる必要がある、という議論がされたことがあるのか。もしもされていたとすると、どのような施策が検討されたのか。なぜ、成果はあがらなかったのか。今後コスト効率向上を現在の官の体制のままで、達成できるのか。民間で行うとによりコスト効率が向上する可能性を否定できるか。であるとすれば、その論拠を定量的にお示しいただきたい。

(答)

1. 「徴税コスト」は、「租税及び印紙収入」(国税庁取扱分)総額に対する、「徴税費」(国税庁全体の決算額から独立行政法人関係等を除く)総額の割合により算出したものであり、「徴税コスト」は、分母である租税等の収入が政策的減税や景気の影響により減少した場合には、分子である徴税費に変動がなくても数値が増加するものである。
2. そのため、「徴税コスト」は、税込100円あたりの費用を1つの参考値として示したものであり、「徴税コスト」を税込確保のコスト効率という観点から議論することは適当でないと考える。
3. 当庁でも、厳しい定員事情の中でIT化やアウトソーシング等を行うことにより、事務の効率化やコスト削減に努めているところである。コスト効率化を定量的に示すことは難しいが、滞納整理事務については、徴収事務を専門とする職員のみならず、課税事務を行う職員の支援も受けつつ、厳正な滞納処分に努めており、最近5年間における滞納残高は毎年減少している。

(参考)

平成14年度の「租税及び印紙収入」は平成10年度の89%であり、「徴税コスト」増加の要因の大部分を占めている。